

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、事務局の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年11月28日

群馬県後期高齢者医療広域連合

監査委員 高地康男

監査委員 丸山和久

( 別 紙 )

## 定期監査報告

1 対象部課  
事務局

2 監査の期間  
平成23年10月26日から平成23年11月24日

3 監査の方法

平成22年度の財務に関する事務の執行について、歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査した。

監査にあたっては、財務事務に関する事務が法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、各所属から説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所属とも監査対象項目に対する事務は、諸規程に準拠して適正に執行されているものと認められた。

なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において口頭で指摘をしたため、本報告では割愛している。

## 1 指摘事項の改善状況

平成22年度の定期監査に係る指摘は、各所属とも、努力されているものと認められた。しかしながら、被保険者数が増加しているながら、健診の受診率が微減している。また、健康診査と重複・頻回受診者の訪問指導の担当課が異なることが弊害となっていないか、被保険者にとってより良い保健指導に向けてさらなる改善に努められたい。

## 2 行政委員会等の予算執行状況

支出計画に基づき適切に予算を執行されている。

## 3 時間外勤務の状況

時間外勤務命令は適切に行われているものと認められた。各所属に置いて、時間外の勤務時間に差が生じていることから、それぞれの担当事務について適切に管理されているかの確認が必要と考える。

## 4 郵便料予算の執行状況

郵便料の予算執行については、郵便制度を活用し経費節減に努めるなど、適切に行われている。

## 5 保険料の賦課調定及び負担金について

高齢者の医療の確保に関する法律により、保険料の賦課決定、徴収を行う組織が異なる制度となっている。さらに、制度の廃止等が公表されており、それぞれの組織で来るべき制度引継ぎが適切に行われるための確認業務を行うことが望ましい。

## 6 契約事務に関する状況

指名競争入札を試みる取組みがなされているが、契約事案全て、随意契約となっている。契約の透明性や公平性に鑑み、入札による競争力を向上させる取り組みなどを取り入れ、適正な入札の執行等に努めていただきたい。

なお、今後も随意契約については、恣意的になることなく法令等に照らし、合理的な理由がある場合に限って採用されたい。

## 7 療養給付費等の支出状況

広域連合予算の95%以上を占めており、給付に当たっては、創意工夫を行い、被保険者等へ迅速に行うよう努められたい。

## 8 戻入処理に関する状況

給付費等の戻入後の再支払処理をさらに迅速に行えるよう検討されたい。